

訪問看護・介護予防訪問看護における 契約書 及び 重要事項説明書

訪問看護ステーション 心のいっぽ

訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

様（以下「利用者」といいます）と訪問看護ステーション 心のいっぽ（以下「ステーション」といいます）は、ステーションが利用者に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護（以下「サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

第一章 総則

第一条（契約の目的）

ステーションは、健康保険・介護保険に関する法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

第二条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の 2 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第三条（訪問看護計画の取り扱い）

ステーションは、介護保険利用者においては居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。健康保険利用者においては、主治医の指示書に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。作成後は、いずれも利用者に説明し、同意を得た上で決定するものとします。

第四条（介護保険給付対象外のサービス）

ステーションは、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスを提供するものとします。

第五条（サービスの実施）

訪問看護サービスの実施に関する指導はすべてステーションが行います。ただし、ステーションは訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）の無償提供を承諾するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第六条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、訪問看護サービスについて、ステーション説明書に定める所定の料金に基づいたサービス利用料金に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をステーションに支払うものとします。

サービス利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、口座振替にて翌月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払い頂きます。毎月 15 日に請求書を発行し、入金確認後領収書を発行いたします。

その他保険外のサービスについては料金を別途定め、事前に提示します。

第七条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにステーションに申し出るものとします。訪問できない何らかの災害が発生した場合は、予定されている訪問を急遽、取りやめる場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で速やかに連絡をいれます。

第三章 ステーションの義務

第八条（ステーションの義務）

ステーションは、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産も安全確保に配慮するものとします。

ステーションは、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第九条（守秘義務）

- ① ステーションは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② ステーションは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者のおよびその家族の個人情報を用いません。
- ③ ステーションは、利用者の医療・介護サービス上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また、サービス担当学会等においても同様とします。

第十条（サービス提供の記録）

ステーションは、サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約完結後 5 年間保管します。ステーションは、訪問看護サービスの実施ごとに、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入します。

第四章 ステーションの義務違反

第十一条（損害賠償責任）

ステーションは、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第十二条（損害賠償がなされない場合）

ステーションは、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、ステーションは損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、利用者へのサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、ステーションが実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、ステーションの指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第五章 契約の終了

第十三条（契約の事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従いステーションが提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ ステーションが解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりステーションを閉鎖した場合
- ④ ステーションが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第十四条（利用者からの契約解除）

利用者は、ステーションが以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

す。

- ① ステーションが正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ② ステーションが第九条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ ステーションが故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第十五条（ステーションからの契約解除）

ステーションは、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による第六条に定めるサービス利用料金の支払いが三ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失によりステーションの生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

第十六条（苦情処理）

ステーションは、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第十七条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、ステーションは健康保険法・介護保険法その他所法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

訪問看護・介護予防訪問看護重要説明書

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、ステーションが利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業の目的と運営方針

(目的)

ステーションは、指定（介護予防）訪問看護の事業を行うものであり、病気やけが等によりご家庭において継続して療養を受ける状態にあり、その療養生活を支援し、心身の維持回復を行うことを目的とします。

(運営方針)

主治医との連携および訪問看護計画に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、心身の機能回復を図るよう支援します。サービスの実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

法人名	医療法人癒心会
事業所名称	訪問看護ステーション 心のいっぽ
管理者	田畑 万紀子
事業所の指定番号	4061192359
事業所の住所	福岡市早良区室見 1 丁目 3-7 寺田ビル 201 号室
連絡先	電話 092-836-7145 FAX 092-836-7146

3 営業日、営業時間及び営業地域

営業日	月曜～土曜
営業時間	8：30～17：30
休業日	日曜・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日
地域	福岡市、糸島市

4 職員の体制

	資 格	人 員	業務内容
管 理 者	看護師	1 名	管理業務
訪問看護師	看護師 准看護師	2.5 名以上の配置とする（管理者含む）	訪問看護
理学療法士等	作業療法士 理学療法士	適宜	リハビリ

5 訪問看護サービスの内容

- ・ 症状の観察
- ・ 療養上（身の回り）の世話
- ・ 精神的ケア・ターミナルケア
- ・ 家族など介護者への支援
- ・ 医療の処置
- ・ リハビリテーションの実施
- ・ 診療の補助
- ・ 他施設との連絡調整

6 情報提供および秘密保持について

かかりつけの医師・市町村・ケアマネジャー等と連携を図るため、必要に応じ訪問看護の内容や病状について情報提供を行います。利用に際しては利用者及びその家族の方の同意を得て行います。また、業務上知り得た利用者や家族の秘密については保持致します。

7 緊急時の対応方法

訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変及びその他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時で応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医へ連絡し指示を求めるなどの必要な措置を行います。

8 事故発生時の対応方法

訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、ステーションで責任を持って対応致します。ただし、車椅子散歩や受診介助の際の交通事故等、不慮の事故においては対象外となります。

9 苦情・ハラスメントのご相談

苦情・ハラスメントの相談は、次の窓口で対応いたします。

電話	092-836-7145
担当者	担当者：管理者 ※担当者不在時は、ステーションの他の訪問看護師が対応し、担当者に確実に伝達します。

《その他の窓口》9：00～17：00

福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	介護サービス苦情・相談窓口		092-642-7859	
福岡市介護保険 相談窓口	南 区	092-559-5121	早良区	092-883-4352
	城南区	092-833-4102	西 区	092-895-7063
	博多区	092-419-1078	中央区	092-718-1099
	東 区	092-645-1071		
糸島市介護・高齢者支援課		092-332-2070		

10 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

11 業務継続計画の策定等について

ステーションは、感染症や自然災害等の非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

12 感染症の予防及びまん延の防止について

ステーションは感染症の発生、まん延防止のため、次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防、まん延防止の対策を検討する委員会を実施します。
- ② 感染症の予防、まん延防止のための指針を整備します。
- ③ 感染症の予防、まん延防止にかかる研修及び定期的な訓練を実施します。

13 身体拘束禁止について

サービス実施に際し、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者等への身体拘束は行いません。緊急やむを得ない理由により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録します。

14 利用料金について

別紙参照

15 利用料金の支払いについて

ステーションは利用者に対し、当月分の請求書を、翌月 15 日までに発行します。

- ① 口座自動引き落とし: 翌月の 26 日(土日祝の場合は翌営業日)に、ご指定の口座から引き落としさせていただきます。(手数料はステーション負担)
- ② 金融機関振込み: 翌月の 25 日までに指定口座にお支払い頂きます。(手数料は利用者負担)

16 サービス提供の中止について

ステーションが利用者に対し訪問を行う際、自然災害などのステーションの責に帰すべからざる事由により、十分な安全が確保出来ずにサービス実施ができなくなった場合には、サービス提供を中止するものとします。